平成２３年（フ）第１９６９号
横浜市港南区港南３丁目27番１号　サンプラザ港南中央ＩＢ102号
債務者　渡部　精吾
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９５号
横浜市青葉区荏田西２丁目２番地８　601号
債務者　北川　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２４号
横浜市神奈川区立町24番地31　シャルマン小澤202号
債務者　関　　千秋
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９０号
横浜市神奈川区松見町３丁目４番地14　メゾンエスポアール201号
債務者　松下　一馬（旧姓兵藤）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０６号
横浜市鶴見区江ケ崎町14番33号　第１白樺荘203
債務者　前山　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１１号
神奈川県海老名市柏ケ谷706番地の３　ラ・リヴィエールかしわ台203
債務者　ミヤグスク　ルイザ　ミサエ　オオシロ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１６号
北海道深川市西町２番23号
債務者　成田　賢爾
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８４号
東京都立川市富士見町１丁目32番17号みとやビル403号
債務者　田村　一美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９７号
東京都羽村市富士見平１丁目18番地羽村団地10―403
債務者　高橋　弘之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４７号
東京都清瀬市元町２丁目19番25号
債務者　中島　良江
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４８号
東京都清瀬市元町２丁目19番25号
債務者　中島万優子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０８号
釧路市緑ケ岡２丁目20番９号
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時45分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２４号
釧路市愛国東１丁目37番４号　ＺゾーンＲ号室
債務者　遠藤　珠美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９２１号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目13番３号　ラ・フォーレ湘南Ｄ１号
債務者　大川　浩克
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２２号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目13番３号　ラ・フォーレ湘南Ｄ１号
債務者　大川　敦美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部